

琉球大学学術リポジトリ

沖縄における教育委員会制度の検討

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2011-04-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 島袋, 哲, Shimabukuro, Satoshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/19153

沖繩における教育委員会制度の検討

島 袋 哲

はじめに

1958年4月民法法によつて教育基本法が制定され、その第10条（教育行政）に則り民主的な教育行政の精神を遂行するため、教育の管理権の分散と素人による民衆統制を二大原則として、こゝに同1958年教育委員会法が制定されたのである。

しかしながら、誕生間もないこの委員会制度においては、委員会法の内容そのものは勿論のこと、実際上の運営の面、人事行政、教育財政及び教育水準の向上の面等に幾多の問題を残している。

本研究の趣旨は、これらの諸問題を実態調査に基き、その結果を検討し、地域社会の創意と責任を基調とする制度の確立を促進したいためである。

尚、本研究は報告Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに分け、今回は報告Ⅰにとどめることにする。

Ⅰ 教育委員会法とその制度運営上の問題点

（1）教育委員会法の理念

委員会法第1条「この立法は教育が不当な支配に服することなく、住民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」と云う自覚のもとに、公正な民意により、琉球の実情に即した教育行政を行うために、地方教育区及び教育委員会を設け教育本来の目的を達成することを目的とする。」と謳われ、これは沖繩の教育委員会法の根本理念を示したものである。即ち教育行政は住民の意志を反映し、また住民の意志によつて行われなければならないものであり、しかもそれが不当な支配に服することのないようにしなければならないものであることを意味している。この教育行政の根本理念を実現するための行政機関として、こゝに教育委員会が設けられたわけであり、従つて教育委員会制度の趣旨もまたこの理念にあるわけであつて、教育委員会の運営もその趣旨に則つて行われなければならないのである。

現今の教育制度がマス、コミ化しつゝある複雑な社会体制の中にあつて非常に大きな組織と影響力を有している。そのため特に「教育が不当な支配に服することなく住民全体に対し直接責任を負つて行われるべきである」と強調していることは注目すべきであり、それを見逃がした場合、教育が何らかの意図の下に手段として用いられる危険性があり、一部の利害関係、特定思想等による教育の独占歪曲等、いわゆる不当な支配力の介入が予想される。

教育行政はこの様な支配力に服することなく教育行政本来の使命に立脚して自主的に営まれることが必要である。そして教育行政が不偏不党の立場に立つて住民全体に対し

て自主的に行われるためには、その行政の運営上において一貫性と安定性が強調されねばならない。また「公正な民意により琉球の実情に即した教育行政を行う」と云うことは、教育行政に民意を反映させることであり、日々現実に行われている教育の営みに対し、具体的、直接的に民意を反映させることを意味しているのであり、換言すれば教育の営みは直接的には我が市の教育、我が町の教育、我が村の教育に関することであつて教育の営みに直接住民の意志を反映させ、住民の手によつて運営を行うということが委員会法第1条の根本理念である。

このような理念に基づいた教育委員会は当然一般行政から独立した合議制の教育行政機関であり、多数の意見によつて公平と客観性とを期すべき機関であり、単なる権威の王座として指揮監督者の立場にとまることなく、地域社会の実情に即して教育の必要性を判断し、政策として決定すると共にこれを執行する機関でなければならない。

これは地方公共団体の長を中心にした単独制の一般行政機関に対蹠的であり、そこに別個の教育行政機関の設置の意義があるのである。

しかしながら委員会法第一条の理念を具体化した教育委員会制度については、特に沖縄の場合幾多の問題があり、これらを取り上げて検討してみたい。

(2) 教育委員会設置の基礎的単位

教育区教育委員会の設置単位をどの程度の規模にするかと云うことは地方教育行政の能率を決定する尺度として重要な問題である。

現行の教育委員会法においては第10条「教育区の区域は市町村の区域とする」と謳われ、地方教育委員会の設置単位が規定されているが、これは現在の沖縄の市町村の総数が63であることからして教育区の数も63区に区画されねばならないことを意味しており、各教育区は法人格を有し(第8条)・設置者負担主義の原則によつて公民館・幼稚園・小学校・中学校を所管する所謂教育区教育委員会を設けているのである。

そして、この教育区教育委員会の設置単位が市町村の区域に基礎をなしていることは市町村自治法(1953年立法第1号)にその根拠を置いている。

この自治法は地方公共団体の組織運営の大綱を定めたものであり、教育委員会の設置単位と密接な関係を有するものである。

即ち委員会法の第11条に「教育区は市町村が市町村自治法第3条の規定により廃置分合し、又は境界を変更した場合には、当該市町村と同様に廃置分合し、又は境界を変更するものとする。」となつており、市町村自治法第3条の規定を要約すれば、市となるべき条件の一つに人口3万人以上、町が人口2万人以上を有していなければならないことを定めている。

これをテーブル1を参照して見ると、現在市町村の総数63の中、市が5、

Table 1. 人口規模別市町村数

人口規模	市	町	村
1000人以下			1
1000— 3,000人			4
3,000— 5,000人		1	8
5,000— 10,000人		2	22
10,000— 15,000人		2	9
15,000— 20,000人	1	3	3
20,000— 25,000人			1
25,000— 30,000人			1
30,000— 50,000人	3		1
50,000—100,000人			
100,000人以上	1		
計	5	8	50

(琉球統計年鑑より)

1958年12月

町が8、村が50となつているが、市町村の総数の大半は村となつており、人口も2万人以下となつていることがわかる。

こゝで注目すべき事は教育委員会設置単位としての教育区の人口規模についてである。

即ち理論的には一般行政から独立した別個の教育事務を担当する教育委員会制度がその設置単位である教育区を無批判に市町村の区域に一致させているところに問題があるといえる。しかも、市町村の人口規模においても相互の差異が著しい現状において何故に教育区委員会の規模をそのまま市町村の行政区画と一致させたかと云うことである。地方教育行政の適正化と能率化の観点から検討すべき問題と云わねばなるまい。無論人口規模のみをもつて地方教育行政の設置単位の基準とすることは一方的であり、その他の諸要素も考慮すべきであり、ただ地方自治法第三条の規定のみによつて教育行政区画を一般行政区画に一致させたと云うことは設置単位の問題として甚だ近視眼的であり、客観的根拠も稀薄といえる。

現行委員会法第11条第2、3項に教育区合併の可能性を定めているが、このことは市町村が合併する場合においてのみ可能だということであり、あくまで基礎単位としての教育区は市町村の区域に準じており、現在その合併教育区は皆無である。その皆無の理由の一つとして合併せんとする関係教育区が一般行政上からく住民の利害関係が中心となつているためである。従つて地方教育行政の基礎単位としての教育区の規模を市町村の規模をこえた、即ち二つ以上の一般行政区画の領域を有する教育行政単位を検討すべきである。市町村と同数の63の教育区はあまりにも狭小であり、そのため行政の非能率化をもたらし、教育そのものの振興させ之も阻害することになり、行政上、財政上及び教育水準の向上等の観点から適当であると認められる地域単位、所謂適正規模の単位を設置する必要がある。

(3) 教育区教育委員の構成

各市町村の区域に各教育区委員会が設置されているが、各教育区の人口規模の差異から如何なる委員が構成されているだろうか。

現行委員会法第12条「区委員会は5人の委員でこれを組織する。ただし人口10万人以上の教育区の区委員は7人とする。前項に規定する委員は選挙による。ただし補充委員は区委員会が選任するものとする。」という委員の定数と選出方法を規定しているが、この第12条の規定は大いに検討する余地のある条文である。と云うのは「人口10万人以上」の教育区の区委員は7人とするということについては、現在63の教育区の中一つの教育区のみが適用をうけており、将来の人口増加を考慮に入れたとしても50ヶ村には到底無理な数字である。更に残りの62教育区は各々の人口規模に差異があるにも拘らず一律に5人制を採用していることである。

市町村自治法に準じて設置した教育区委員会の委員数に関連して、自治法第33条の市町村議会の議員定数をみると、

1. 人口2千未満は8人
2. 人口2千以上5千未満は12人
3. 人口5千以上1万未満は16人

4. 人口1万以上2万未満は20人
5. 人口2万以上の市町村にあつては人口5千を増すごとに各々議員1人を増員する。ただし30人を超えることはできない。

こゝで筆者は一般行政の場合の議員数と同数にしなければいけないというのではない。一般行政の職務が多種多様であるのに対して教育委員会の職務は教育関係のみの行使である以上その性格は当然異なるものである。ところが議員数にしても矢張り人口規模に準じていることは注目すべきである。

委員会制度が円滑に行われているアメリカにおいては、基礎学区としての都市学区、タウン学区にしても人口規模によつて委員数を定めている。「都市学区は5人から9人、タウン学区では3人程度となつている。」(8, P41) これに対し沖縄では人口2000人以下の教育区でも5人、30000人を越える教育区でも同様に5人となつている。このように人口規模を考慮せず一律に5人制を採用している各教育区の直接所管している幼、小、中校の数が異つていることにも問題がある。テーブル2によると、同一条件としての農村教育区に小学校の数が異なり、これをど

Table 2. 教育区学校数(サンプル) 1959年現在

学校種別		小学校	中学校	計 (小中校)
教育区				
与那原	原	1	1	2
南風	原	1	1	2
大里		2	1	3
佐敷	敷	1	1	2
知念		2※	2	4
玉城		3	1	4
西原		2	1	3
計		12	8	20

(註) ※印は分校のある地区で分校は本校に含める。
(教育要覧より) 文教局編

ちらも5人の委員会で所管していることは教育財政、人事行政の点から甚だ不合理であり、学校数の見地からしても基礎単位としての教育区委員の5人制は再検討の余地があると云わねばならない。現行委員会法第12条(委員の定数及び選出方法)は教育委員会制度の円滑化を阻害するものであり、また教育区委員の5人制が実際に、幼、小中校を一貫とした教育制度の運営と財

政負担に堪え得る能力を考慮した結果であるとも考えられないのである。

委員の選出方法には一応公選による原則をとり、民意の反映と云う委員会法の理念を貫いてはいるが、しかし教育区委員が果して現実において住民の直接選挙によつているか、どうかは疑問である。地方の僻地になればなるほど、それだけ人材にも乏しく、しかも人口規模の極く小さな農村教育区では「法よりは人物」だと云う事になりがちである。即ちその教育区において社会的、経済的に高いレベルに位置している人物を無投票により当選させる傾向が強く、そのことはテーブル3によつて明らかである。

尚、当選した委員の立候補の動機、態度についても必ずしも純粹で自主的なものとは云えない。「アメリカにおける学区教育委員の選出については、その84.5%は公選、残りの15.5%が地方公共団体の長により任命され、人口2500人程度のタウン学区では90%までは公選によつている。立候補者の選挙期日も無党派性をモットーとし、一般行政の選挙期日とは別個に行われている事は立候補者に対する社会的圧力を緩和し、学校の福祉厚生に専念させる機会を与えている。」(8, P30)

次に同法第12条の規定に従つて選出された教育区委員の社会的構成、即ち年令、学歴、職業について、テーブル4を参照してみよう。委員の社会的構成は地方教育行政の性格を決定する上に重要な意義をもつものである。先ず年令別では50代が多く33%、性別では

Table 3. 教育委員立候補の動機 1960, 7月

項 目	委員数
1. 部落の人に推され辞り難く立候補した.	49人
2. 教職経験があるので立候補した.	12人
3. 婦人会の役員であるので立候補した.	—
4. 政治には無関心であるが教育の仕事であるので立候補した.	11人
5. 子女の教育に関心があり, 教育委員会の仕事の重要性を知っているので立候補した.	28人
6. 政治に興味を有し種々の選挙に立候補した.	5人
7. 一般行政の長であるので立候補した.	5人
合 計	110人

当 選 の 別		委員数
項 目		
1. 立候補者が定員内だったので無投票当選した.		62人
2. 定員以上に立候補者がいたが相互に調整して無投票当選した.		21人
3. 競争(選挙)により当選した.		27人
合 計		110人

(註) 教育区教育委員総数319人中110人(調査回収数)

Table 4. 各教育区教育委員構成調査 1959, 12月

年 令 別 構 成	年 令		30才以下	31—40才	41—50才	51—60才	60才以上	計
	性 別							
	男		1人	22	50	87	69	229
	女		0	3	3	3	1	10
	計		1	25	53	90	70	239人

学 歴 別 構 成	学 歴		大 学	高 専	師 範	中 学	高 小	計
	性 別							
	男		9人	5	37	70	108	229
	女		0	0	5	2	3	10
	計		9	5	42	72	111	239人

職 業 別 構 成	農 業	商 業	漁 業	工 業	専 門 的 技 術 職	そ の 他	計
	88	34	4	9	18	86	

教 職 経 験 者 81 人

(註) 教育区総数63の中47教育区を調査対象とした.

女子委員の比率は僅か4.1%に過ぎない。学歴別では高等小学校卒が圧倒的に多く45.6%を占め、職業別では農業が36.9%を占めている。尚、委員の前職歴を見た場合、教職経験を有するものが約30%を占めている。教育委員会の構成は理論的には、「凡ての階

級、身分、見解の人民を代表していなければならない」(9) といっているが、以上の結果から沖縄の現状では委員の構成が社会の有産階級、有識階級に偏しがちであることに問題がある。このことは都会においては殆ど経済的に恵まれた階級や、実業界、専門家の階級から委員が出ている。現今の社会状況において特に教育の重要性を痛感するにつけ、教育委員会の教育的見解は尚一層重要といわねばならない。

「教育委員会は全民衆の利害関係と希望とを代表すべく、単に1グループ或は一階級のそれを代表したものであつてはならない。教育委員会には労働階級や知識階級が大なる代表制をもつことが最も望ましいことである」(10) 沖縄において委員の構成に年長者の多いことや教職経験をもつ委員の多いことは教育を保守的にする傾向があることを指摘したいのである。教育委員会は各種の職業レベルとグループから選出されるべきであり、職業的に一方に偏すべきではないのである。

このように各種の職業団体から選出されるべきだということと関連して考慮すべきことは、如何なる人物が教育委員として最も望ましいかという委員の資質の問題である。

この問題に関して、日本における昭和23年の教育委員の選挙の際、CIE(民間情報教育部)の部長マーク、オア氏は次の項目を指摘している。

(1)教育に対して深い永久的な信念を持つ人。(2)真実にして永久的な民主主義社会の建設に献身する人。(3)教育に対する社会の要求をよく知る人。(4)社会の全体の人民の代表者としての自覚を持つ人」(3) これらの項目は抽象的でしかも理想論的であり、その評価も甚だ難しい。特に沖縄においては各教育区の人口規模の狭小さにも拘らず一律5人制のためにそれに応ずる人物が少なく、従つて無投票による委員が多い現状では委員の資質の問題も然ることながら、それ以前に立候補者を自発的に多く選出させる方法論こそ先ず第一義の問題と云わねばならない。

沖縄の現行教育委員会法第140条に「立法院議員、市町村議会議員、常勤の政府公務員、市町村職員(市町村の長を除く)、地方教育委員会の職員、公立学校の職員及びその就任について立法院又は市町村議会の選挙又は議決又は同意を必要とする政府公務員及び市町村職員は教育委員会の委員を兼ねることが出来ない」と云う兼職禁止の条項があるが、その中に「市町村の長を除く」と云う例外を設けていることについては再検討の余地がある。

即ち殆どどの教育区における委員が無投票で当選している現状では一般行政の長を中心として候補者推薦を行つており、このことは一般行政の長が教育行政も担当することになり、教育をして政治的中立を守らねばならない教育委員が政治色を帯びないとも限らないことになる。そして殆どどの教育区では一般行政の長が教育委員となつており、無投票の教育区では一般行政の長が、あたかも任命制をとつているかの如き錯覚さえ与えているのである。

この様に各教育区に於ける無投票当選の多いことは一つには教育委員会制度そのものに対する無知と無関心に帰因しており、他の一つは経済的に不安定な生活から来る精神的余裕の欠如によるものであると云える。

現行の委員会法第41条には委員の給与の規定があるが、その件については報告IIで論述することとする。

(4) 教育委員会の会議運営

委員会の主な仕事は会議である。教育委員会は本来組織権と準立法権を有している。

即ち組織権とは教育委員会事務局の組織を定めることが出来ること等であり、準立法権とは委員会規則、会議規則、傍聴人規則を設けることが出来ること等であるが、一般行政との関係もあつて委員会の準立法権はそれ程広くはなく、制限的に認められているに過ぎない。

委員会法第34条に「区委員会は会議規則及び傍聴人規則を設けなければならない。この立法に別段の定めがある場合を除いては区委員会の会議に関する事項は会議規則でこれを定めることが出来る。」と謳われており、委員会は準立法権即ち規則制定権を有し、委員会の権限に属する教育事務に関する限り独自の立場で教育行政を行うことが出来るのである。

この様に規則制定権と組織権をもつ沖繩の教育区委員会は独自の、しかも実情に即した教育行政を行うには無論独自固有の規則及び組織を有しているものと解されねばならない。

即ち63の教育区とも独自の立場から規則、組織を設定せねばならないと云うことになる。そうすることによつて当該教育区住民の意志が十分に反映し得られるものと解されるからである。

委員会法第34条の規定の基本線に従つて具体的に、合理的な規則と組織を作り、教育事務の能率的処理が出来る様に考慮する必要がある。

ところで、第34条に謳われている「会議に関する事項は会議規則で定める」と云う会議に関する事項が如何なる事項であるかについて委員会法第4款会議の諸条文全体から検討してみると、(1)委員長の会議主宰の内容(第26条)、(2)会期、会議の開閉(第28条)、(3)委員長及び副委員長ともに欠け若しくは事故あるときの仮委員長(第26条4項)、(4)議決が可否同数になつた場合の措置(第31条)、(5)会議録の調整及び会議録に記載すべき事項(第33条)等が考えられるが果して各教育区とも会議規則の中にこのような事項が定められているかどうかである。

これを四教育区(八重山)の教育委員会規則の会議規定について検討してみると、四教育区とも条文の内容が全く同一であること。更に会議に関する事項が不備であること等は明らかに各教育区の自主的な規則制定に対する能力の欠如を物語るものである。

尚、委員会法第28条に「定例会は一年に少くとも六回これを招集しなければならない」と規定されているが、四教育区の会議規則を見ると一年に六回となつており、最少限度の線を維持していることは消極的な活動の感を与えるものである。

「アメリカの地方教育委員会が開く定例会の回数は小さな農村学区の場合は一年に四回、その他の学区では一年に十二回となつている。」(2)

又沖繩の四教育区の会議開催時刻は午前十時に開き午後四時までとなつており、その所要時間については結局一日4時間が会議のために費やされていることになる。

「アメリカに於ける定例会の時刻は82%が夕刻、10%が午後、6%が午前、残り2%が真昼となつており、所要時間も平均2.5時間となつている。会議も公開を原則とし65%を占めている。」(8P.38)

教育委員会が会議の予告主義と公開主義（法第27及び30条）を原則とし、それを維持していることは教育行政の民主的原理に基き地方の実情に即した民意を反映させることを目的とするものであるから、その運営にあつては住民と常に密接な連絡を保ち、住民に対して常に教育委員会運営の実際を周知させる方法が考えられなければならない。

かような意図の下に、前述の如き会議の予告主義と公開主義がとられているのであるが、しかしながら現状に於て傍聴人が殆んどいないと云う事実は委員会の委員自体のPR工夫の欠如にもよるであろうが、会議の運営に形式化が多く、委員相互の間に深く突つ込んだ論議もなく表面極めて円滑に運営されていることは委員相互の融和が考慮されている事とマンネリズムによる無投票当選の結果によるものと考えられる。

このような活気のない委員会の会議運営は住民の委員会制度に対する認識不足と無関心に原因している。即ち当該教育区の学校現場の教育及びその施設面に関しては関心が強く、P.T.A. 婦人団体等の組織を通じて間接的に委員会と連繫をもっている程度であり矢張り住民の直接的な関係は学校当局に対してのみであり、この事は明らかに教育委員会制度そのものに対する浅薄な知識と無関心によるものと考えられる。

K教育区委員長との面接の結果、委員会の定例会における議事の殆どが当該教育区の予算編成と人事交流の問題のみで、教育全般に互ることがなく、総てマンネリズム的な処理に終つているとの事であり、また当該教育区の所管する小、中校の教職員との連絡会や各種団体との懇談会等も殆どなく、かりにそのような会合がある場合でも学校長が代表として出席する状態であり積極的な委員会活動が見られないとの事であつた。

（5）教育長の職務権限

教育委員会法第83条「地方教育委員会に教育長を置く」同条第4項「教育長及び教育次長は教員、校長及び教育長免許令の定める教育長の免許を有する者の中から連合区委員会が中央委員会規則の定めるところにより当該連合区を構成する教育区の区委員会と協議してこれを選任する。」上記の条文は教育長職の設置、教育長の資格及び選任方式を規定しているのであるが、教育長職の設置は教育委員会制度における必然的なものである。ということは、公選によつて選ばれた委員は教育に対する深い理解と関心を持つて人であるがその年は必ずしも教育委員が教育の実際の運用についての専門的知識、経験を持つて人でなければいけないということではないのである。教育委員会の委員としては大所高所から教育行政が如何に運営されるべきかを判断できる人が望ましいのである。

しかしながら、そのような見識と判断だけでは技術的であり、専門的である行政の運営が適切に行われるものではない。そこで教育委員会には教育長という専門職を置き、教育委員会が教育方針や重要な事項を定めるにあつて専門的な立場から教育委員会に対して資料を提出し、助言をするものとし、またこうして教育委員会が決定した事項を具体的に処理させるものとしているのである。このような理由から教育長には教育行政の専門家であることを示す免許状が要求されているのである。更に同法第85条に「教育長はその属する地方委員会の指揮監督を受け、当該地方委員会の処理するすべての教育事務を掌る」と規定し、教育委員会の事務の実際の執行にあたる事を明示し、委員会が合議体であるのでその性質上、自ら実際の事務を処理するには不向きである。教育長

のもつ第一の職務は委員会のこの欠点を補う事にある。

教育長は委員会の定める方針、方策等を現実に実施するために委員会の指揮、監督を受けて事務を処理する。委員会と教育長との関係は教育長のこの職務に関する限り、上司と下僚との関係であつて教育委員会は教育長の職務執行について、いろいろ指揮、命令し、またこれに対し職務上の監督を行うことが出来るのである。しかしながら教育委員会は地方住民の意志を代表して、教育行政の根本方針を樹立する事を本来の職務とするのであるから個々の具体的な事柄について、いちいち教育長を指揮、命令することは適当ではなく、大綱について教育長の行動について規律するにとどめ、細部については教育行政の専門家たる教育長の判断に委ね、教育長の行動を無用に束縛することのないようにすべきである。更に本条第2項に「教育長はその属する地方委員会の行うすべての教育事務につき助言し、推薦することができる」と規定されているが、その事は専門家としての教育長は委員会が教育の根本方針を立て、教育上の諸問題を解決する際に必要な資料、報告を提供し、専門家としての立場から、これに助言し、推薦する事務を有しているのである。そこに教育長をして一定の免許状を有する者であることが要求されねばならない。教育長の助言、推薦は教育長が委員会法の規定に基いて持つ独特の権限であり、委員会の要求がなくても自ら適当と思うものは、どしどしこれを助言、推薦することが出来るのである。ことに事務局職員、校長、教員、その他教育機関の任命、採用、昇任については教育長の推薦又は選考に基かないでは、これを教育委員会が行う事は出来ないという解釈が生まれるのである。教育長の職務が重要且つ多岐に互つているところから詳細に条文化することは、かえつて教育長の活動をせばめることになるので主な職務のみを規定することが望ましいのである。アメリカにおける教育長の主な職務として「1. 教育委員会の事務局長としての性格を有し、すべての教育事務の処理にあたる。2. 教育指導の総ての分野の計画と評価に統率性を発揮する。3. 人事交流のための推薦と選考を行う。4. 予算の原案作成とその執行。5. 教育制度の改善を目標に委員会、職員及び住民の指導者として奉仕する」。 (11) 等の項目があげられている。

沖縄における教育長の職務権限については報告Ⅱで詳細に検討する心算であるが現状において教育長の職務遂行に支障をきたしている原因の一つだけを取り上げてみたい。現在63教育区を教育の指導と管理を一層有効にし、教育の事務を能率的に処理するために連合教育区を構成している（第73条）。その連合区の数は14であり、つまり63の教育区を14の連合に統合させ、教育長は連合区教育委員会事務局において関係教育区を指導しているのである。従つて14名の教育長は関係教育区教育委員会の教育長でもあり、連合区教育委員会の教育長も併任しているのである。ところが連合を構成している関係教育区が距離的に遠い所に散在しているため教育長は関係教育区の委員会の会議に出席し助言、指導が充分に行なえない現状であり、区教育委員会の教育予算の作成、その他人事の問題にしろ真に教育専門家としての立場から事を処理し得ないようである。

(6) 教育区委員会の事務局の設置

委員会法第三五条「区委員会の職務に属する事務を処理させるために区委員会に事務局を置く。2 事務局に常勤又は非常勤の会計係を置く。3 前項の会計係のほか必要な常勤又は非常勤の職員を置くことが出来る。4 前二項の職員は教育長の推薦を得て区

Table 5. 事務局職員構成調べ

(1959.12.)

事務局の有無		有	40 区							計	
		無	7 区								
事務局職員構成	会計係	人数	0	1人							1
		区数	2区	45							47
	監査委員	人数	0人	1	2	3	4				10
		区数	1区	—	39	6	1				47
	その他の職員	人数	0人	1	2	3	4	5	19		34
		区数	19区	17	6	2	1	1	1		47

(註) 教育区総数63の中47教育区を調査対象とした。

委員会が任命する。5. 第三項及び第三項の職員の定数は区委員会規則でこれを定める。

第三七条「教育区に区委員会規則で会計監査委員を置く。2 監査委員の定数は二人以上四人以内とする。」これを図表5を参照すると47教育区(調査対象教育区)の中事務局を設置していない教育区が7区もある。教育委員会事務局を有している教育区にしるその事務局は貧弱であり、その機構にしる、極めて簡単であり、しかも過半数の教育区の事務局が市町村役所の一隅を借用して設置されている状態であつて、そこに会計係(1人)をおいて事務に従事させている。

このような貧弱な事務局組織においては事務の処理は勿論、教育の指導管理が充分なされる体制でないことは明らかである。

教育区規模からくる教育財政的貧弱のため事務局さえも設置しえない教育区があることは甚だ遺憾なことであり、会計監査委員にしる法のわく内で最小限の人員確保に精一杯である。この様に貧弱な機構であるため実質的には各連合教育委員会事務局が殆んど教育事務の処理及び総括的な役割を果たしており、教育区はその連絡機関程度に止つていような状態である。

地方教育行政に於て、基礎単位としての教育区が最も重要な役割を果たすべきであるに拘わらず、形式的な役割をのみ果たしているような現状では、到底地方分権主義の趣旨を徹底させることは不可能であり、従つて委員会設置の適正規模の問題を検討する必要を強調し委員会法の改正を望むのである。

あ と が き

「沖繩における教育委員会制度の検討」と題する本研究は報告Ⅰ, Ⅱ, Ⅲに分け、今回はそのⅠに止めた。今回(報告Ⅰ)は「教育委員会法とその制度運営上の問題点を“主題”とし、これについて、(1)教育委員会法の理念。(2)教育区委員会設置の基礎的単位(3)教育区委員の構成。(4)委員会の会議運営。(5)教育長の職務。(6)委員会事務局の設置等の面から検討してみた。

尚、資料収集においては郵送による質問紙法及び面接調査の方法を用いた。面接調査の対象としては教育区委員、委員長及び教育長を中心とし、時に必要に応じて学校長、教職員及び一般公務員に求めた。

参 考 文 献

- (1) 文教時報 現行教育法令特集号, 文教局, 1959.
- (2) 文部省調査局 各国の教育行政, 明治図書出版社, 昭31, P.76.
- (3) 高木太郎 教育行政概論, 関書院, 昭31, P.134.
- (4) 安藤堯雄 教育行政学, 光文社, 昭28.
- (5) 宗像誠也 教育行政論, 東京大学出版会, 1957.
- (6) 原竜之助 吉富重夫, 教育行政, 有信堂, 昭30.
- (7) 中島太郎 教育行政, 岩崎書店, 1955.
- (8) A. A. S. A. *School Boards in Action*, American Association of School Administrators, 1946.
- (9) J. H. Newlon, *Educational Administration as Social Policy*, p. 105.
- (10) J. H. Newlon, *Education for Democracy in our Times*, p. 138.
- (11) Edgar L. Morphet and others, *Educational Administration*, Prentice-Hall, Inc., 1959.
- (12) A. B. Moehlman, *School Administration* Houghton mifflin company, 1940.
- (13) Lee M. Thurston and William H. Rol, *State School Administration* Harper and Brothers, N. Y., 1957.
- (14) Paul R. Mort, *Principles of School Administration* Mcgraw-Hill Book Company, 1946.

A STUDY OF THE SCHOOL BOARD SYSTEM IN OKINAWA

(Report I, 1960)

Satoshi SHIMABUKURO

ABSTRACT

According to the Board of Education Law (1958), Okinawa is divided into sixtythree local school districts, each district having its own school board which exercises general control of the schools under its respective jurisdictions within the framework of the regulations established by the central board of education.

The local school board is composed of five members elected by popular vote in the district. In the local school administration, the size of the school district has much to do with its effective operation. In Okinawa, however, the basic unit of school administration is improperly established. It is this aspect of the school board system in Okinawa that the present writer pursues in this study.

Though this reseach consists of three reports, only the first report is presented here under the title "The Problems of the Board of Education Law and its Actual Operations." The main problems discussed in this report are as follows:

1. The spirits of the board of education law
2. Establishment of the proper basic unit of school administration
3. Qualifications and election of school board members
4. Meetings of school board
5. Duties of superintendent
6. Establishment of the school board office